

答 申 情 第 1 0 8 号

令和元年10月17日

京都市教育委員会 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 伯 彰 洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について (答申)

平成31年4月12日付け教総調第17号をもって諮問のありました下記のことについて、
別紙のとおり答申します。

記

京都市の就学ガイドブックの不存在による非公開決定事案 (諮問情第187号)

(別紙)

1 審査会の結論

処分庁が行った不存在による非公開決定処分は妥当である。

2 審査請求の経過

(1) 審査請求人は、平成31年2月13日に、処分庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「別添の「18文科初第368号（平成18年6月22日）外国人児童生徒教育の充実について（通知）」の示す平成17年4月21日付け17初国教第5号「外国人児童生徒に対する就学ガイドブックについて」において周知したとうり、就学ガイドブックの作成等とある。京都市の外国人児童生徒の就学ガイドブック求める。」との公開請求を行った（以下「本件請求」という。）。

(2) 処分庁は、本件請求に係る公文書を保有していないため、不存在による非公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、平成31年2月28日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

文部科学省通知に記載の「就学ガイドブック」については作成が義務付けられているものではなく、外国人の子どもの就学に関しては、外国語による就学案内や就学援助制度案内及び京都市立学校における転入時の通訳ボランティア派遣の取組等により対応していることから、請求に係る文書を作成していないため。

(3) 審査請求人は、平成31年3月12日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審査会での職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件請求に係る文書について

審査請求人記載の文部科学省通知（以下「文科省通知」という。）にある「就学ガイド

ブック」(以下「文科省の就学ガイドブック」という。)とは、文部科学省が多言語で作成している日本の学校系統、学校組織、就学の手続等、学校制度の一般的事項を紹介する冊子である。当委員会は、本件請求の「京都市の外国人児童生徒の就学ガイドブック」を「文部科学省通知を受けて京都市が独自に作成した冊子」と特定した。

(2) 本件請求に係る文書が存在しないことについて

文科省通知は、文科省の就学ガイドブックのほか地方自治体が独自に冊子を作成することを義務付けるものではない。同通知の趣旨は、各自治体の実情に応じて外国籍の方に教育関係の情報を提供することを求めるものである。

文科省の就学ガイドブックは、日本の学校制度の基本的な内容が簡潔にまとめられているうえ、文部科学省のホームページにおいて公開され、日本在住の外国籍の方も容易に閲覧することができる。加えて、本市においては、次のとおり、文科省通知の前から京都市在住の外国籍の方への教育に関する情報提供に努めている。

- ① 住民票情報をもとに小学校入学予定年齢の外国籍の子どもがいる全家庭に「就学のご案内」を郵送している。「就学のご案内」には、京都市立学校に入学を希望する場合は入学届を学校に提出するよう記載している保護者向け案内文書を同封している。この案内文書は、日本語のほか、英語・中国語・韓国語で記載しており、多言語での情報提供を行っている。入学届の提出がなかった児童については、各小学校が家庭訪問を行い、京都市立学校への入学の希望がないかを再度確認するなど、希望者が就学できない状況がないようきめ細かな対応を行っている。
- ② 就学援助制度についても、多言語(英語・中国語・韓国語・タガログ語)で記載した説明資料を作成し、外国籍の子どもがいる家庭への周知に努めている。また、日本語を話せない外国籍の子どもの保護者への対応として、必要に応じて当委員会から学校へ通訳ボランティアを派遣し、外国籍の方への情報提供に取り組んでいる。
- ③ 京都市国際交流会館の管理・運営を行っている公益財団法人京都市国際交流協会は、本市と連携のうえ、京都で生活を始めようとする外国籍の方のために、区役所での日常手続のほか日本の教育制度や小・中学校に通うための手続、教科書や給食、就学援助制度などを案内する「京都市生活ガイド」を多言語で作成している。「京都市生活ガイド」は公益財団法人京都市国際交流協会のホームページで公開されており、本市のホームページにおいても、「京都市生活ガイド」のリンクを掲載している。

また、上記①②に記載の当委員会が作成した資料等については、日本語のものも作成しており、日本語を母語とする外国籍の方に対しても同内容の周知等を行っている。

本市在住の外国籍の子どもの保護者に対しては、個々の事情に合わせて様々な形で就学に関する情報提供を行っており、文科省通知の求める趣旨については十分に実現していることから、本件請求の公文書について本市で独自に作成する必要はないため、作成していない。

なお、審査請求人には、上記の「就学のご案内」及び保護者向け案内文並びに外国語

(英語・中国語・韓国語・タガログ語) で作成している就学援助制度説明資料を任意提供している。

(3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書及び反論書によると、審査請求人の主張は、次のとおりである。

(1) 「在日コリアン4世義務教育不就学裁判」京都市答弁：大阪地裁・大阪高裁

特別永住者は母語の日本語での日常生活であり、外国語では分からない。現に、「就学案内」の日本語から、日本語の「就学ガイドブック」必要である。

昭和40年12月28日文初財第464号文部次官通達※昭和40年12月18日政府官報号外第135号：条約第28号，平成28年6月2日政府官報号外第123号，平成6年5月20日文初高第149号，等々。

(2) ①昭和40年12月18日政府官報号外第135号(条約第28号)，②平成28年6月2日政府官報号外第123号「児童福祉法一部改正」，③文部科学省の外国籍住民・在日外国人の子どもの「不就学」取組み等の通知類(文部科学省HP上公開)9点等。※京都市教委の保有。④30教地義第848号(平成30年9月27日)「平成30年度学事事務取扱解説集」71頁～73頁の72頁(イ)外国人児童・生徒の就学許可。※京都市教育委員会は、以前に「就学事務」関係冊子を校長へ交付有。平成13年「就学事務の手引」不就学禁止37頁の5の点。

上記の①～⑤を反論理由に置く。京都市教育委員会は、憲法第11条に従い、誰にでも理解得られる外国籍住民・在日外国人の子どもの教育の権利(教育を受ける権利)を④東京都教育庁作成同等のもの要する。ヘイトスピーチ防止に法的義務を負う。(ヘイトスピーチ解消法)

尚、国際人権法学会年報No.22号の「在日コリアン4世義務教育不就学裁判」は、被告京都市である。(ネット上公開)

6 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件請求に係る文書について

審査請求人が求めている文書は、公文書公開請求書及びその添付文書である文科省通知の内容から、文科省通知を受けて処分庁が地域の実情に応じて独自に作成した就学ガイド

ブックであると認められる。

(2) 本件処分について

ア 本件審査請求の争点は、処分庁が文科省通知を踏まえて、独自に就学ガイドブックを作成し、保有しているか否か、である。

イ 文科省通知には、「外国人の子どもが義務教育諸学校への入学の機会を逸することのないよう、外国語による就学ガイドブックについて、地域の実情に応じた自治体独自のものを作成・配布し、外国語による就学案内、就学援助制度等の教育関連情報の確かな提供を行うこと。」との留意事項が記載されている。このことからすれば、審査請求人が主張するように、京都市においても地域の実情に応じた独自の就学ガイドブックが作成されていると考えることは可能であるが、処分庁は当該就学ガイドブックを作成していないとしている。

ウ そこで当審査会が文科省通知の内容をさらに見分したところ、この通知の趣旨は「不就学等の新たな課題に対応するために・・・就学ガイドブックの作成等による、外国人に対する教育関係の情報提供の充実が重要」であるなどとしたうえで、留意点を示して、外国人児童生徒教育に関する取組の充実に一層努めるよう、各都道府県教育委員会及び政令指定都市教育委員会等に対して要請するものであった。

すなわち、情報提供の手法として地域独自の就学ガイドブックの作成が留意事項として挙げられてはいるが、外国語による就学案内等を必ず就学ガイドブックにより行わなければならないとする義務を課しているとはまでは認められなかった。

エ この点について、処分庁の説明では、独自の就学ガイドブックは作成していないが、文科省通知の前から京都市在住の外国籍の者に対して、以下のとおり、教育に関する情報提供に努めているとのことであり、当審査会においても当該情報提供に用いられている「就学のご案内」等の各資料を実際に確認した。

- (7) 住民票情報をもとに小学校入学予定年齢の外国籍の子どもがいる全家庭に「就学のご案内」を郵送している。「就学のご案内」には、京都市立学校に入学を希望する場合は入学届を学校に提出するよう記載している保護者向け案内文書を同封している。この案内文書は、日本語のほか、英語・中国語・韓国語で記載しており、多言語での情報提供を行っている。入学届の提出がなかった児童については、各小学校が家庭訪問を行い、京都市立学校への入学の希望がないかを再度確認するなど、希望者が就学できない状況がないようきめ細かな対応を行っている。
- (8) 就学援助制度についても、多言語（英語・中国語・韓国語・タガログ語）で記載した説明資料を作成し、外国籍の子どもがいる家庭への周知に努めている。また、日本語を話せない外国籍の子どもの保護者への対応として、必要に応じて京都市教

育委員会から学校へ通訳ボランティアを派遣し、外国籍の方への情報提供に取り組んでいる。

(7) 京都市国際交流会館の管理・運営を行っている公益財団法人京都市国際交流協会は、本市と連携のうえ、京都で生活を始めようとする外国籍の方のために、区役所での日常手続のほか日本の教育制度や小・中学校に通うための手続、教科書や給食、就学援助制度などを案内する「京都市生活ガイド」を多言語で作成している。「京都市生活ガイド」は公益財団法人京都市国際交流協会のホームページで公開されており、京都市のホームページにおいても、「京都市生活ガイド」のリンクを掲載している。

(8) 上記(7)及び(4)に記載の京都市教育委員会が作成した資料等については、日本語のものも作成しており、日本語を母語とする外国籍の方に対しても同内容の周知等を行っている。

オ これら処分庁における取組内容は、多言語によるもので、かつ、小学校入学予定年齢の外国籍の子どもがいる全家庭を網羅するものであるなど、京都市在住の外国籍の子どもの就学手続を進めるうえで相応に充実したものとなっており、文科省通知で述べられている「地域の実情に応じた・・・外国語による就学案内、就学援助制度等の教育関連情報の的確な提供」という趣旨は十分実現されていると見てよいと思料する。

カ したがって、このように上記エの手法によって、文科省通知の趣旨を踏まえた取組がされている状況が認められる以上、処分庁が地域の実情に応じた独自の就学ガイドブックを作成せず、保有していないとしても特に不自然な点はない。

キ その他、審査請求人は、特定の条約や、児童福祉法の改正などを挙げ、反論の理由としているが、本件処分の判断を覆すに足るものと認められる主張はなかった。

(3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成31年	4月12日	諮問
令和元年	5月20日	諮問庁からの弁明書の提出
	7月8日	審査請求人からの反論書の提出
	9月11日	諮問庁の職員の口頭理由説明（令和元年度第4回会議）

10月17日 審議（令和元年度第5回会議）

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったので、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 佐伯 彰洋）